

働くパパ・ママを
応援します！

あきた子育て緊急サポートネットワーク事業 利用会員を募集します



福祉保健課

仕事と子育ての両立を応援する目的で、急な残業や出張、子どもの体調不良など、緊急時に保育をサポートする取り組みが、8月1日より県南地区においても始まります。サポートを利用するには、事前の登録が必要ですので、お気軽にお問い合わせください。

利用会員の条件 ● 県南地域に居住している共働きの方、または働くひとり親の方

サポート対象 ● 0歳(2カ月)～小学6年生まで

サポート内容 ● 利用会員が仕事を休めない場合に、サポーターの自宅または利用会員の自宅において、以下のお子さんの一時的な預かりを行います。

子どもが発熱！保育園から呼び出し。でもすぐには仕事を抜けられない……

急に出張……泊まりがけで預かってもらえないかしら？

急な残業で、子どものお迎えに間に合わない……



利用料金 ● ①病後児の場合

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1)午前7時から午後7時まで | 1時間あたり700円 |
| (2)午前7時までおよび午後7時以降 | 1時間あたり800円 |
| (3)宿泊 午後7時から翌朝7時(サービス料金) | 6,000円 |

②病後児以外の場合

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1)午前7時から午後7時まで | 1時間あたり700円 |
| (2)午前7時までおよび午後7時以降 | 1時間あたり800円 |
| (3)宿泊 午後7時から翌朝7時(サービス料金) | 5,000円 |

※宿泊は、原則としてサポーターの自宅で行います。

登録方法 ● 登録については、下記までお申し込みください。(登録無料)

- ・あきた子育て緊急サポートセンター県南支部
〒013-0022横手市四日町3-23 横手市社会福祉協議会内2F
☎0182(33)3126 ☎0182(33)3127
- ・あきた子育て緊急サポートセンター
〒010-0921秋田市大町1丁目3-8 三井生命ビル3F
☎018(896)5523 ☎018(823)6635



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

家族介護慰労金を支給します

町内に1年以上住所を有し、介護保険サービスを利用せず自宅で65歳以上の要介護高齢者の介護を行った同居のご家族に対して、介護慰労金を支給します。

●対象となる方

介護保険の要介護4または要介護5と認定を受けてから1年以上経過し、介護保険サービスを過去1年間にわたり利用しない高齢者を在宅で介護された町民税非課税世帯の同居のご家族。

※介護保険のサービスのうち7日以内のショートステイは除きます。90日以上入院があったとき、また、介護保険料に未納があるときは対象となりません。

●支給金額 年額 10万円

●申請手続きの際には、事前にお問い合わせください。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907(内線2162、2166)

～介護保険事務所からのお知らせ～

平成20年度介護保険料の納付について

65歳以上の方の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表1参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの天引きによる特別徴収に分かれます。

◎普通徴収……7月中旬送付の納付書により納期限日(表2参照)までに納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。(申し込み用紙は金融機関窓口にあります)

○普通徴収の対象となる方……年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けてない方、老齢福祉年金を受給されている方、平成20年度中に65歳になられた方

◎特別徴収……年金支給月(偶数月)に天引きによる納付となります。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

表1【平成20年度介護保険料】

段階	区分(平成20年度の住民税課税状況による)	保険料(年額)	
第1段階	生活保護受給者か老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	23,940円	基準額×0.5
第2段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)以下	23,940円	基準額×0.5
第3段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)を超える	35,910円	基準額×0.75
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に課税者がいる)	47,880円	(基準額)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	59,850円	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	71,820円	基準額×1.5

※平成18年度税制改正の影響で住民税が課税となり保険料段階が上昇した場合には、今年度も引き続き激変緩和の軽減措置(上昇分の1/3を軽減)がとられます。

表2【平成20年度普通徴収介護保険料納期限日及び口座振替日】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	1月4日

※納期限日を過ぎると介護保険料に加えて、督促手数料100円がかかる場合があります。



介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911
役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907